



第 32 回原子力委員会  
資料第 2-1 号

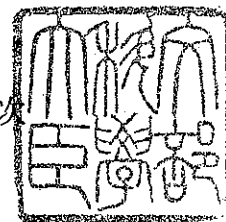
18 諸文科科第 1537 号

平成 18 年 8 月 4 日

原子力委員会委員長 殿

文部科学大臣

小坂 憲次



株式会社日立製作所の原子炉の設置変更（敷地面積の変更）について  
（諮問）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第 26 条第 1 項の規定に基づき、株式会社日立製作所 執行役社長 古川 一夫から平成 18 年 6 月 13 日付け 93B-HR-0254 をもって申請があり、審査の結果、別紙のとおり法第 26 条第 4 項において準用する法第 24 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する基準に適合しているものと認められるので、法第 26 条第 4 項において準用する法第 24 条第 2 項の規定に基づき、当該基準の適用について貴委員会の意見を求める。

(別紙)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第26条第4項において準用する法第24条第1項第1号、第2号及び第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する許可の基準への適合について

本申請は、使用済燃料の搬出が完了し廃棄物ドラム缶の保管管理のみとなっている解体中の当該原子炉施設の敷地を縮小し、周辺監視区域と同一にするものである。

1. 法第24条第1項第1号（平和利用）

本申請については、

- ・原子炉の使用の目的を変更するものではないこと
- ・使用済燃料の処分の方法を変更するものではないこと

から、原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められる。

2. 法第24条第1項第2号（計画的遂行）

本申請については、

- ・原子炉の使用の目的を変更するものではないこと
- ・使用済燃料の処分の方法を変更するものではないこと

から、我が国の原子力の開発及び利用の計画的な遂行に支障を及ぼすおそれがないものと認められる。

3. 第24条第1項第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）

本申請に係る変更は、工事を伴わないため、資金を必要としない。このことから、原子炉を設置変更するために必要な経理的基礎については問題ないと認められる。